

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、2026 年 10 月 26 日に、「会計指令第 40a 条に従った特定の EU 域外企業向け欧州サステナビリティ報告基準（ESRS for Certain Non-EU Undertakings in Accordance with Article 40a of the Accounting Directive）」の公開草案に対するエフラグ（EFRAG）への回答について、指定されている質問票に記入することにより、オンラインで提出した。

本資料は、パート 2（アンケート質問－概括的なフィードバック）及びパート 3（アンケート質問－詳細なフィードバック）に含まれる質問に対する SSBJ の回答の参考訳を掲載するものである。

記述による回答は、青色の文字で記載し、周囲を二重線で囲んでいる。選択の結果、回答が不要となる質問については取消線を付している。また、任意の質問に対して回答をしないものについては、質問にグレーのハイライトを付している。

なお、質問部分の参考訳については、SSBJ 事務局による仮訳であり、EFRAG 等によるレビューを受けたものではない。

（参考訳）

パート 2 アンケート質問－概括的なフィードバック

トピック 1： ESRS-40a ED の基礎としての改正 ESRS 及び企業サステナビリティ報告指令（CSRD）の要求に基づくデータポイントの削除又は項の再構成のためのアプローチ

背景及び文脈

エフラグ（EFRAG）は、欧州委員会（以下「EC」という。）による命令（mandate）及び指導に従い、欧州連合（以下「EU」という。）において相当程度の（significant）活動を行う第三国グループのインパクトに関する透明性に焦点を当てて、ESRS-40a ED を開発した。改正 ESRS 本文を ESRS-40a ED の基礎として用いることは、CSRD の条項を導入する上で最も適切な方法であるだけでなく、EU の顧客に製品及びサービスを提供する EU 域内企業と EU 域外企業との間での一貫性の確保を可能にし、公正な競争条件（level playing field）を支える実務的な解決策であると識別された。

ESRS-40a ED におけるすべての基準（ESRS-40a 1 ED を除く。）について、次の点を決定する上で、改正 ESRS に含まれるすべてのデータポイントの分析が行われた。

- a. データポイントが、ESRS-40a ED から除外すべき領域（すなわち、リスク、機会、レジリエンス及び依存関係（RORD））並びに財務的影響（effects）に関連する側面を対象としているか。

- b. データポイントが、インパクトに関連しているものとして含めるべき側面を対象としているか。
- c. データポイントが、インパクト及びそれらがどのように管理されているかを理解する上で有用な文脈上の情報を提供するものとして、本文に維持されている側面（財務情報を含む。）を対象としているか。
- d. データポイントが、インパクト、リスク及び機会を対象としており、ESRS-40a ED においてインパクトに関連する情報のみが含まれるように再構成すべきものか。

質問

21) EFRAG が、会計指令（第 40a 条から第 40d 条）の条項を導入する方法、特に、RORD に関連する開示及び財務的影響（effects）を削除するとともに、インパクト及びそれらがどのように管理されているかを理解する上で有用な文脈上の情報を提供する財務情報を維持することについて、賛成するか。＊

- (○) はい
() いいえ

~~22) i. 「いいえ」の場合、削除された開示要求のうち、維持すべきものはあるか。＊~~

- ~~() はい
() いいえ~~

~~前の質問で「はい」と回答した場合は、本質問票のパート 4 の Excel に回答することが要求される。[DR/DATAPOINT レベルでのフィードバック]~~

~~23) ii. 追加された（すなわち、改正 ESRS には含まれていない）又は修正された項について、コメントがあるか。＊~~

- ~~() はい
() いいえ~~

~~前の質問で「はい」と回答した場合は、本質問票のパート 4 の Excel に回答することが要求される。[DR/DATAPOINT レベルでのフィードバック]~~

24) i. 「はい」の場合、その理由を具体的に記入されたい。＊

ESRS-40a は、EU 規制市場で取引が認められている証券を有していない第三国の企業グループに適用されることを踏まえ、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」又は「我々」という。）は、EFRAG がインパクトのみを対象とし、RORD 及び財務的影響に関するデータポイントを削除した ESRS-40a 公開草案（以下「本 ED」という。）を提案していることは合理的であると考えます。加えて、財務情報がインパクトを理解するために有用な文脈情報を

提供する場合があることにも同意する。

我々は、日本の証券法令に基づき SSBJ 基準の対象となる日本企業の多くが ESRS-40a の対象にもなることを指摘する。日本では、時価総額が基準値を超える上場企業は、2027 年 3 月期又はそれ以降（時価総額に応じて）の事業年度から SSBJ 基準に従ったサステナビリティ情報の開示が要求される。このような状況を考慮し、我々は、日本企業が SSBJ 基準と ESRS-40a の両方に準拠することから生じる負担を最小限に抑えられるよう、EFRAG と協働したい。本 ED に対する我々のコメントは、特にこの観点から作成している。

我々はまた、複数の日本の投資家が、日本企業はまず SSBJ 基準に従ったサステナビリティ開示の準備に重点を置くべきであり、ESRS-40a の導入がそれらの企業の進捗を妨げるべきではないと述べていることも指摘する。

我々はさらに、SSBJ 基準に従って作成された開示が ESRS-40a に従った開示を作成する際の出発点として用いられる場合について、SSBJ 基準を適用する企業が、削除された RORD 及び財務的影響関連のデータポイントに対応する開示を特定してそれらの開示を削除したり、開示の記載場所を再検討したりすることを要求されないことを確実にするため、ESRS-40a において明確に規定すべきと考える。EFRAG は、企業が、重要な情報を「覆い隠す」ものとしてみなされることなく、RORD 及び財務的影響に関する開示を ESRS-40a 開示の一部として維持することができることを明確にすべきである。

トピック 2：混合アプローチ：ESRS-40a サステナビリティ報告書の透明性を EU 関連のインパクトのみに限定する選択肢（ESRS-40a 1 ED の第 28 項から第 30 項）

すべての重要性がある（material）サステナビリティ・トピックについてグローバルな範囲で報告する代わりに、企業は、気候以外のトピックについて、EU 関連のインパクトのみに開示を限定する選択肢を有している。この場合、企業は「混合アプローチ」を適用する、すなわち、気候についてはグローバルな範囲で報告し、気候以外の 1 つ以上のトピックについては EU 関連のインパクトを報告することとなる。

EFRAG の提案によれば、EU 関連のインパクトは、次のいずれか又はその両方から生じる。

- (a) EU 市場で販売若しくは提供された、又はそのように合理的に想定される製品及びサービス。これには、第三者（流通業者や取引業者などの下流のバリュー・チェーンの主体）によるものを含む。EU 関連のインパクトのうち、このコンポーネントは、「顧客コンポーネント」という。
- (b) 企業の EU における活動から生じるインパクト（既に(a)に含まれている場合を除く。）。EU 関連のインパクトのうち、このコンポーネントは、「所在地に基づくコンポーネント」

という。

上記の(a)及び(b)で把握されたインパクトは、すべて EU 関連のインパクトとして対象としなければならない。

インパクトの定義は、自社の事業活動 (operations) に限定されず、インパクトが発生する場所 (すなわち、EU 域内又は域外) にかかわらず、上流及び下流のバリュー・チェーンにおけるインパクトも含まれる。

この選択肢は、この「EU 関連のインパクト」の範囲を、トピック、サブトピック、又はトピック若しくはサブトピック内のインパクトのグループなど、異なる粒度のレベルで適用することを企業に認めている。ただし、企業は、以下の条件を満たす場合にのみ、混合アプローチを適用することができる。

ESRS-40a 1 ED の第 29 項は、次のように述べている：

「[...] ESRS-40a ED 報告の目的において、以下と整合するように、それらインパクトの忠実な表現を可能にする **EU 関連のインパクト** の有意義な識別 (meaningful identification) が可能である。

- (a) 当該企業自身の事業活動 (operations)、提供する製品及びサービスが構築又は管理されている方法
- (b) 上流及び下流のバリュー・チェーンが構築及び運営されている方法

混合アプローチは、EC の要請により ESRS-40a ED に導入された。ESRS-40a ED への混合アプローチの導入については、基準設定プロセスにおいて綿密に議論された。メンバーからは、欧州企業にとっての公正な競争条件 (level playing field) を損なう可能性、情報の関連性及び完全性を限定する可能性、比較可能性を低減させる可能性、並びに導入 (implementation) 上の困難を生じさせる可能性があることを理由として、混合アプローチについて概ね共有された懸念が表明された。これらの懸念は、「結論の根拠」(「ESRS-40a ED の承認」のセクション) に記載されている。懸念事項は識別されたものの、結論に至る前にステークホルダーからのフィードバックを求めることは重要な第一歩である。

質問

25) ESRS-40a ED に、一部のトピックについて、開示を EU 関連のインパクトのみに限定することを認める「混合アプローチ」の選択肢を含めることを支持するか。*

(○) はい

() いいえ

26) i. 次の理由の一覧から選択されたい (複数回答可)。 *

- ☐ 混合アプローチは、EU とつながりがあるインパクトを捉える。
- ☐ 混合アプローチは、すべてのトピックについてのグローバルな報告に関連する過度なコストを課すことなく、第三国グループに対して比例的なアプローチを提供する。
- ☐ 混合アプローチは、第 29 項に関連する AR6 (ESRS-40a 1 ED) の条件により、関連性がある情報を提供する。
- ☐ 混合アプローチは、サステナビリティ報告の比較可能性及び監査可能性を損なわない。
- ☐ その他の理由 (具体的に記入されたい) _____

27) i. ~~次の理由の一覧から選択されたい (複数回答可)。 *~~

- ~~☐ EU 企業にとって公正な競争条件 (level playing field) を確保できない。~~
- ~~☐ 第 29 項に関連する AR6 (ESRS-40a 1 ED) の条件にもかかわらず、関連性及び完全性がある情報が得られない、又はインパクトの忠実な表現に反する。~~
- ~~☐ 同一の報告書内で適用範囲が混在すること (気候変動についてはグローバル、1 つ以上のインパクトのグループ/サブトピック/トピックについては EU 関連) となり、利用者が情報を理解し、利用することが困難になる。~~
- ~~☐ ESRS-40a 1 ED の第 29 項に関する AR6 の条件が狭すぎるため、適用範囲が限定的となる。~~
- ~~☐ インパクトがトピックレベルで一貫して管理されるため、ESRS-40a 1 ED の第 30 項における柔軟性が広すぎる。~~
- ~~☐ ESRS-40a 1 ED の第 30 項における柔軟性が広すぎるため、企業間の比較可能性の欠如をもたらす。~~
- ~~☐ EU 関連のインパクトに関する報告には、重大な (significant) 実務上の困難が生じる。~~
- ~~☐ その他の理由 (具体的に記入されたい) _____~~

28) ii. その理由を説明し、改善案がある場合、それを提示されたい。 *

我々は、ESRS-40a に混合アプローチを適用する選択肢を含めることを支持する。SSBJ 基準を適用することとなる一部の日本企業は、グローバル・アプローチと比べて収集及び報告が必要となる情報量を限定することに役立てるため、混合アプローチを適用することに関心を示している。混合アプローチは、SSBJ 基準及び ESRS-40a の両方に準拠することから生じる負担を最小限に抑えることに役立つ可能性がある。

我々はまた、混合アプローチを負担の最小化に向けてより有効な選択肢とするために、以下の事項が必要であるとの意見が一部のステークホルダーから示されていることを指摘する。

- (i) 「有意義な識別」に関する条件についての明確化及びガイダンス。
- (ii) 企業が、EU に厳密には対応しない地理的範囲として、例えば、欧州全体（これには、英国及びスイスが含まれる可能性がある）を基準としてその活動を管理している場合があることを踏まえ、混合アプローチの適用において適切な程度の柔軟性を認めること。

我々はさらに、本 ED の BC47 項で説明されているように、多くの第三国の法域が IFRS S2 号と整合した基準を採用しているというだけの理由で、ESRS-40a E1「気候変動」にはグローバル・アプローチが要求されるべきであるということについて、十分に納得していない。我々の見解では、混合アプローチを適用するために提案されている条件が満たされることを前提として、気候関連事項についても混合アプローチを検討することができる。

~~29)ii. その理由を説明し、改善案がある場合、それを提示されたい。*~~

~~30)iii. その理由及び予想される困難があれば具体的に記入されたい。*~~

第 29 項に関連する AR6 (EU 関連のインパクトの有意義な識別 (meaningful identification))	(新規) EU 関連のインパクトの有意義な識別 (meaningful identification) ができるかどうかを評価するにあたり、企業が考慮する可能性がある要因の例として次のものが挙げられる。 a) EU 市場を扱う別個の事業セグメントの存在 b) EU 市場向けに特別に設計された製品又はサービス c) EU 関連のインパクトの別個の管理 d) EU 市場において販売若しくは提供された又はそのように合理的に想定される製品及びサービスに特化したバリュー・チェーン
--	---

ESRS-40a 1 ED 第 30 項

(新規) 企業は、第 28 項の選択肢を、次のいずれかに対して適用することができる。

- (a) 特定のトピックに関連するすべてのインパクト（例：ESRS-40a E2「汚染」に関連するすべてのインパクト）
- (b) 特定のサブトピックに関連するすべてのインパクト（例：大気汚染に関連するすべて

のインパクト)

(c) トピック又はサブトピックに関連するインパクトのグループ

31) EU 関連のインパクトの定義。ESRS-40a 1 ED の第 28 項(a)では、EU 関連のインパクト（顧客コンポーネント）について、「EU 市場において販売若しくは提供された又はそのように合理的に想定される製品及びサービスから生じるインパクトであり、第三者（流通業者や取引業者などの下流のバリュー・チェーンの主体）によるものを含む」と言及されている。

この定式化は原則主義的なものとなっているが、これに賛成するか。＊

() はい

() いいえ

~~32) ESRS-40a ED に含めるべき、企業が考慮すべき代替的な要因があれば提言されたい。＊~~

33) 作成者へ、混合アプローチを適用する意図はあるか。＊

(○) はい

() いいえ

34) i. どのトピック/サブトピック、又はインパクトのグループに混合アプローチを適用する意図があるか。

基準設定主体の立場から回答しているため、作成者への質問であるこの質問には回答しない。

35) ii. どのように適用する予定であるか。＊

基準設定主体の立場から回答しているため、作成者への質問であるこの質問には回答しない。

36) 利用者へ、ESRS-40a 2 ED の第 4 項(a)及び AR1 に規定される混合アプローチの適用に関する透明性の要求事項、並びに ESRS-40a 1 ED の第 28 項から第 30 項、AR6 及び AR7 に追加された具体的な条項を考慮して、トピック又はサブトピックごとに異なる報告範囲（例：グローバルと EU 関連の範囲）を適用したサステナビリティ報告書を理解し、比較できると見込んでいるか。

上記で言及されている項については、こちらを参照されたい。

- () はい
(○) いいえ

37) その理由を説明されたい。 *

我々は、混合アプローチの選択肢を含めること、及びその適用単位について柔軟性を認めることが、ESRS-40a サステナビリティ報告書間における比較可能性を低下させる可能性があることを認識している。それにもかかわらず、我々は、日本企業が SSBJ 基準及び ESRS-40a の両方に準拠することから生じる負担を最小限に抑えることを支援することの重要性に鑑み、混合アプローチの選択肢を含めることを支持する。

38) 考えられる修正案を提示されたい。 *

上記の回答を参照されたい。

パート3 アンケート質問—詳細なフィードバック

必要に応じて、別紙 1 の ESRS-40a ED の本文及び別紙 2 の ESRS-40a ED に関する「結論の根拠」の本文を参照されたい。

トピック 1 : ESRS-40a ED の基礎としての改正 ESRS 並びに CSRD の要求に基づくデータポイントの削除又は項の再構成のためのアプローチ

39) インパクトに焦点を当て、RORD を削除しているにもかかわらず、ESRS-40a 1 ED の第 5 項における、ESRS-40a ED の報告目的における適正な表示への言及について賛成するか。

「ESRS-40a ED サステナビリティ報告書の目的は、全体として、当該企業のサステナビリティに関連するすべての重要性がある (material) インパクト及び当該企業がそれらをどのように管理しているかを適正に表示する (第 2 章参照) ことにある」という記述である。さらなる検討については、「結論の根拠」(BC87 項から BC90 項) を参照されたい。

- () はい
() いいえ

40) その理由を説明されたい。

トピック 2 : 混合アプローチ : ESRS-40a ED サステナビリティ報告書の透明性を EU 関

連のインパクトのみに限定する選択肢（ESRS-40a 1 ED の第 28 項から第 30 項）

41) ESRS-40a ED の下では、企業は人権へのインパクトについて報告する場合にも、混合アプローチの選択肢を適用することができる。このことは、企業が報告を EU 関連の人権へのインパクトに制限することができることを意味する。人権へのインパクトは、混合アプローチの対象から除外し、発生場所や EU へ販売される製品及びサービスとつながりがあるかどうかにかかわらず、グローバルな範囲で報告すべきであると考えるか。（「結論の根拠」、主要なトピックに関する詳細な議論のサブチャプター、BC46 項から BC61 項を参照）

☐ はい、人権へのインパクトはグローバルな範囲で報告されるべきである。

☐ いいえ、報告は EU 関連のインパクトに限定できる。

42) 自らが想定する具体的な状況にも言及しながら、その理由を説明されたい。

43) ESRS-40a ED の下では、企業は、インパクトが地理的に限定可能かどうか（インパクトが発生する場所及びそのインパクトが影響（effects）する場所の両面において）を考慮することなく、開示を EU 関連のインパクトに限定することができる。このアプローチに賛成するか。（「結論の根拠」の主要なトピックに関する詳細な議論のサブチャプター、BC46 項から BC61 項を参照）

☐ はい

☐ いいえ

44) 自らが想定する具体的な状況にも言及しながら、その理由を説明されたい。

45) 混合アプローチの下で、適正な表示が達成できると考えるか。（「結論の根拠」、主要なトピックに関する詳細な議論のサブチャプター、BC46 項から BC61 項を参照）

☐ はい

☐ いいえ

46) その理由を説明されたい。

47) この選択肢の柔軟な定式化、すなわち、同じトピック内の他のトピック、サブトピック、

又はインパクトのグループがどのように扱われるかに関係なく、企業がトピック、サブトピック、又はインパクトのグループのレベルで報告範囲（グローバル又は EU 関連のインパクト）を選択できることに賛成するか。

☐ はい

☐ いいえ

48) i. その理由を説明されたい。

49) ii. 作成者への補足質問：上記の質問に「はい」と回答した場合、同じトピック内で、一部のインパクトのグループ又はサブトピックについては EU 関連レベルで報告し、他のインパクトのグループ又はサブトピックについてはグローバルレベルで報告することを検討しているか。

☐ はい

☐ いいえ

50) iii. どのトピックでそれが行われることとなるか、及びその選択の根拠について説明されたい。

51) 作成者及び保証提供者は、混合アプローチを適用する場合、導入（implementation）上の困難が生じると予想しているか。

☐ はい

☐ いいえ

52) i. 「はい」の場合、以下の選択肢から選択されたい（複数回答可）。

☐ ESRS-40a 1 ED 第 29 項に関連する AR6 の条件を満たしていることを示す方法

☐ EU 市場において、第三者によるものを含め、販売若しくは提供された、又は販売若しくは提供されたと合理的に想定される製品及びサービスを識別する方法

☐ EU 関連のインパクトのみに焦点を当てた重要性の評価の実施方法（ESRS-40a 1 ED の第 3 章）

☐ EU 関連のインパクトに関する方針、取組み、及び目標について報告する方法

☐ 最も適切な配分基準（allocation key）を識別し、指標について報告する方法

☐ ESRS-40a 2 ED に従い報告する方法

☐ ESRS-40a E2 ED に従い報告する方法

- ☐ ESRS-40a E3 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a E4 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a E5 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a S1 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a S2 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a S3 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a S4 ED に従い報告する方法
- ☐ ESRS-40a G1 ED に従い報告する方法
- ☐ 混合アプローチの使用、仮定及び結果に関する透明性の提供 (ESRS-40a 2 ED 第 4(a)項、同項に関連する AR1)
- ☐ その他 - 自由記入欄 : _____

53) ii. その理由を説明し、改善案がある場合、それを提示されたい。

54) iii. 「最も適切な配分基準 (allocation key) を識別し、指標について報告する方法」を困難として識別した場合、具体的にどの指標を参照しているかをその理由も併せて具体的に記入されたい。

55) ESRS-40a 2 ED BP-1 の第 4 項(a)は、企業に対し、サステナビリティ報告書が混合アプローチを用いて作成されているかどうかを開示すること、また、作成されている場合、トピック、サブトピック又はインパクトのグループごとに、EU 関連のインパクトがどのように決定されたか、ESRS-40a 1 ED の第 29 項及び第 30 項、並びに AR6 に示された条件がどのように満たされているかを説明することを要求している。これらの要求事項は、混合アプローチがいつ、どのように適用されるかの適切な理解を確実にする上で、明確かつ実行可能で十分であると考えているか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

56) これらの要求事項への改善案がある場合、それを含めて記入されたい。

57) EU 関連のインパクトについて報告する場合、ESRS-40a ED を適用する方法に関するガイダンスを提供している、ESRS-40a 2 ED のために賛成するか。

☐ はい

☐ いいえ

58) i. 前の質問に「いいえ」と回答した場合、賛成できない定めを以下から選択されたい（複数回答可）。

☐ GOV 1 (AR 11)

☐ GOV 2 (AR 12)

☐ GOV 3

☐ GOV 4

☐ SBM 1

☐ SBM 2 (AR 19)

☐ SBM 3 (AR 21)

☐ I-1 (AR 23)

☐ I-2 (AR 27)

☐ GDR-P (AR 34)

☐ GDR-A (AR 36)

☐ GDR-M (AR 44～AR 47)

☐ GDR-T (AR 52)

59) ii. この選択肢を選んだ理由を説明し、改善するための提案がある場合、それを提示されたい。

60) EU 関連のインパクトを報告する際に ESRS-40a ED を適用する方法に関するガイダンスを提供している、ESRS-40a ED のトピック別基準の定めに賛成するか。

☐ はい

☐ いいえ

61) i. 前の質問で「いいえ」と回答した場合、賛成できない定めを以下から選択されたい（複数回答可）。

☐ ESRS-40a E2 AR 4（一次マイクロプラスチック）

☐ ESRS-40a E2 AR 9 及び 10（SoC 及び SVHC）

☐ ESRS-40a E3 に定めなし（GDR-M の定めが適用される）

☐ ESRS-40a E4 に定めなし（GDR-M の定めが適用される）

☐ ESRS-40a E5 に定めなし（GDR-M の定めが適用される）

- ☐ ESRS-40a S1 (第 8 項、AR1、AR2、AR20、AR39)
- ☐ ESRS-40a S2 (第 8 項)
- ☐ ESRS-40a S3 (第 7 項)
- ☐ ESRS-40a S4 (第 7 項)
- ☐ ESRS-40a G1 (AR 7 汚職及び贈収賄に関する指標)
- ☐ ESRS-40a G1 (AR 7 第 11 項 政治的影響に関する指標)
- ☐ ESRS-40a G1 (AR 7 第 13 項 支払慣行に関する指標)

62) ii. 選択したそれぞれの項目について、その理由を説明し、改善するための提案がある場合、それを提示されたい。

63) 自社の労働力 (workforce) に関する内訳。混合アプローチを選択した会社に対し、開示要求 S1-6 から S1-16 に記載された定量的指標 (例: 労働災害件数や発生率などの安全衛生指標) を、EU 域内及び域外の労働力 (workforce) 別に細分化することを義務付けることが、サステナビリティ報告書の利用者にとって有用であると考えるか。(企業の労働力 (workforce) には、従業員及び非従業員が含まれる。)

- ☐ はい
- ☐ いいえ

64) i. 「はい」の場合、S1-6 から S1-16 までのすべての定量的指標をそのように細分化すべきか、それとも一部のみか。

- ☐ すべて
- ☐ 一部のみ

65) ii. 「一部のみ」の場合、どの指標を細分化すべきかを具体的に記入されたい。

トピック 3: 相互運用可能性、表示、及び参照による組込み

背景と文脈

ESRS-40a ED の表示要求は、ESRS から修正なく引き継がれている。

第 40a 条に基づく報告の対象となる最終的な第三国の親会社を管轄する法律を定めている複数の法域では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とした基準に支えられた、義務付けられたサステナビリティ報告が導入済みであるか、又は導入の過程にある。一般的に、これらの基準はサステナビリティ関連の財務上のリスク及び機会を対象としており、ESRS-40a ED に基

づいて提供される情報を補完するものであり、場合によってはその支えとなるものである。EFRAG は、ESRS-40a ED、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とした各法域の要求事項には、相当な (significant) 数の共通する開示要求が含まれていることを認識している。報告の負担を軽減し、二重報告を避けるため、現行の ESRS-40a ED は参照による組込みを認めている。しかし、企業が有意義かつ監査可能な情報 (言語、同一の保証水準など) を開示できるよう、参照による組込みが許容される場合について明確な要求事項を設定すべきであることが認識された。さらに、重要性のアプローチの差異 (ISSB 基準は財務マテリアリティに焦点を当てているのに対し、ESRS-40a ED はインパクト・マテリアリティに焦点を当てていること) を考慮すると、理解可能性を確保しつつ、これらの異なる開示を構造化することが不可欠である。詳細については、ESRS-40a 1 ED の第 9.3 章「参照による組込み」に記載されている。

質問

66) ESRS-40a ED の表示要求に賛成するか。

- () はい
(○) いいえ

67)i. 「いいえ」の場合、その理由を説明されたい。

SSBJ 基準及び ESRS-40a の両方に準拠することから日本企業に生じる負担を最小限に抑える観点から、我々は、SSBJ 基準に基づく開示を作成することに加えて生じ得る以下の負担の要因について特に懸念している。

- (i) SSBJ 基準では要求されていないものの ESRS-40a では要求されている開示を提供すること。
- (ii) 両基準において類似する開示トピックが扱われているものの完全には整合していない場合において、ESRS-40a に準拠するように SSBJ 基準で要求されている開示を調整すること。これには、そのような調整がどの程度必要となるかを評価することが含まれる。
- (iii) SSBJ 基準では要求されているものの ESRS-40a では要求されていない開示、例えば RORD 及び財務的影響に関する情報について、そのような情報が ESRS-40a に従って開示が要求される重要な情報を「覆い隠す」ことがないように、記載場所を変更又は削除すること。

我々は、本 ED で提案されている参照による組込みは、負担の最小化に及ぼす効果が限定的であると考えます。なぜならば、日本企業は、参照による組込みを利用できるかどうかを判断する前に、SSBJ 基準で要求されている開示が ESRS-40a の要求事項にも準拠しているかどうかを判断する必要があるからである。我々は、このような判断が日本企業にとっての追加的な負担となる可能性があることを指摘しており、その理由として、(i) 両基準に

おけるマテリアリティの概念が異なるため、SSBJ 基準で要求される開示を超えて ESRS-40a で要求される開示を特定することが困難となり得ること、及び(ii)ESRS-40a の要求事項の解釈が必要となる可能性があることが挙げられる。

EFRAG は、(SSBJ 基準の基礎となっている) ISSB 基準と ESRS-40a との間で多くの開示が共通すると指摘しているが、どの開示が共通しており、どの開示が追加的なものであるかを特定していない。したがって、SSBJ 基準を適用する日本企業は、この判断を自ら行う必要があり、それによって追加的な負担が生じることとなる。

68) ii. 「いいえ」の場合、修正案を提示されたい。

我々は、EFRAG が(i)ESRS-40a に従って、SSBJ 基準で要求される開示を超えて追加的に要求される開示、及び(ii)ESRS-40a に準拠するために調整が必要となる SSBJ 基準に従って要求される開示を明確に特定することを提案する。この明確化により、EFRAG によって識別されたものを除き、SSBJ 基準に従って要求される開示について、ESRS-40a の目的において修正することなく使用できることが確保される。これには、RORD 及び財務的影響に関する開示について、それらが重要な情報を「覆い隠す」ものと考えられることなく維持することが含まれる。

我々は、SSBJ 基準と ESRS-40a との差異の中には、比較的軽微な差異と、わずかにより大きな差異があると認識している。したがって、我々は、EFRAG はさらに一步踏み込んで、第三国報告の目的上、重大でありかつ対応が不可欠な差異のみの開示を要求すべきであるとする。その結果は、SSBJ 基準で要求される開示に追加又は調整すべき項目の短いリストとなるべきである。これにより、日本企業は、SSBJ 基準で既に要求されている開示を最大限に活用することが可能となる。

69) 参照による組込みに関する第 9.3 章の条項について、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とした法域の要求事項に従って、又は IFRS S1 号及び IFRS S2 号に従ってグループがサステナビリティ報告を作成する場合、効率的な報告を実現し、二重報告に対処する上で考えられる方法として、これに賛成するか。

() はい

(○) いいえ

70) i. 「いいえ」の場合、どの点に賛成できないかを具体的に記入されたい。

[] 情報源の例示 (第 120 項)

[○] 参照による組込みの条件 (第 121 項から第 123 項)

[] ESRS-40a ED で報告された情報の相当部分を参照による組込みを行う場合に、第三国グループに対して認められている追加の柔軟性 (第 124 項)

[] 目次を追加する要求事項（第 125 項）

71) ii. 「いいえ」の場合、その理由を説明し、改善案がある場合、それを提示されたい。

日本企業は、日本の公用語（すなわち日本語）でサステナビリティ情報を開示することが要求されており、その言語による開示について保証を取得することが要求されている。

我々は、ESRS-40a において、ESRS-40a 1 ED 第 121 項(d)の要求事項を満たすためには、日本語で作成された原文の開示について取得された保証で十分であり、EU の公用語で作成された翻訳版について別途の保証を取得することは要求されないことを明確にすることを提案する。

72) 作成者へ、ESRS-40a ED の適用対象であり、かつ（2028 年度末から）IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とした法域の基準に従ってサステナビリティ報告書を作成(予定)する場合、次のいずれを予想しているか。

() 法域の要求事項に従ってグループレベルで作成されたサステナビリティ報告書からの参照による組込みを活用することで、二重報告を回避できる。

() 2 つの基準それぞれの要求事項を満たす情報（2 つの基準セットに共通する要求事項を満たす情報を含む）を明確に識別できるようにし、単一の報告書によって両方の枠組みに準拠することができる。

() 二重報告を回避することはできず、同じ情報を 2 つの独立した報告書で作成しなければならない。

73) この（上記の選択肢 2 つ目、2 つの基準それぞれの要求事項を満たす情報を明確に識別できるようにする）場合、それぞれの枠組みにおける開示要求を満たす開示事項の理解可能性及び識別可能性をどのように補強する計画か、具体的に記入されたい。

74) その理由を説明し、予想される困難を具体的に示されたい。

75) 修正案を提示されたい。

76) 参照による組込みに関する要求事項は、理解可能で監査可能な報告書を作成する上で十分であると考えるか。

() はい

☐ いいえ

77) 改善案がある場合、それを提示されたい。

トピック 4 : EU 法令への参照とその実行可能性

背景と文脈

本質問票は、第三国企業向けの ESRS-40a ED における EU 法令への参照の利用について、ステークホルダーの意見を募るものである。現在の ESRS-40a ED のアプローチは、EU 法令における用語及び概念への参照に依拠しており、EU 域内で相当程度の (significant) 活動を行う第三国企業が、グループレベルでそれらの用語及び概念について十分な知識を有しているという予想を反映している。したがって、ESRS の報告企業も EU 域外での事業について報告する際にこれらの参照を適用しなければならないため、公正な競争条件 (level playing field) も考慮しつつ、EU 法令への参照は ESRS から引き継がれている。なお、ESRS-40a ED は、報告目的で EU 法における特定の用語及び概念を参照しているに過ぎず、EU 域外のグループに対してこれらの法律を強制するものではないことに留意されたい。

EU の参照に、企業が事業を行う法域において適用されない概念及び用語を含む場合、企業は、そうした概念及び用語を採用する上で報告プロセスを調整する必要がある場合があり、関連する場合、比較可能性を確保する上で、方法論、仮定及び見積りを開示することが見込まれる。第 7.3 章及び第 7.4 章の救済措置が適用される。

78) 作成者へ、EU 法令の用語及び概念を既定の枠組みとして参照することは実行可能である
と考えるか。

☐ はい

☐ いいえ

79) そうでない場合、どの開示要求を参照しているか具体的に記入されたい。

添付の Excel ファイルには開示要求の一覧が記載されているので、そちらにコメントを記入する。なお、このファイルで言及されていない開示要求についてもコメントすることが可能である点に留意する。

こちらからファイルをダウンロードしてください。

実用上の留意点として、Excel ファイルを正しく使用するには、ファイルをダウンロードし、各欄に入力してから、そのファイルをアップロードしてください。

入力済みの Excel ファイルをこのボックスにアップロードしてください。

1

- 80) ESRS-40a 2 ED BP-1 の第 7 項では、EU 由来の概念が近似値又は見積りを用いて第三国の事業活動 (operations) に適用される場合、どの開示が影響を受ける (affected) か、どのように情報が作成されたか、どのような限界が生じるか、及び報告範囲のどの部分に関係しているかについて、企業が開示することを求めている。これらの要求事項は、企業が EU 由来の概念とその他の第三国の概念との相違をどのように扱っているかの適切な理解を確実にする上で、明確かつ実行可能であり、十分であると考えるか。

() はい

(○) いいえ

- 81) 「いいえ」の場合、その理由を説明されたい。

我々の理解では、本 ED の提案は、SSBJ 基準を適用する日本企業に対して、EU 法令における用語及び概念を理解し、それらを自社の事業活動及びバリュー・チェーンに適用したうえで、関連する前提、見積り及び限界を説明することを要求するものである。

我々は、このような要求事項に準拠することは、法律専門家及び保証に関する多額のコストを含む、大きな実務上の負担となることを懸念している。EFRAG は、本 ED の BC69 項において、EU 企業についても EU 域外の活動を報告する場合には同様の課題が生じる可能性がある」と指摘している。しかしながら、我々は、第三国企業は EU 企業よりも大きな負担に直面する可能性が高いと考えている。その理由として、(i) EU 企業は一般的に、第三国企業に比べて EU 法令についてより深い知識を有しているはずであること、及び(ii) 第三国企業にとっては、EU 域外活動の比重が一般的に EU 企業に比べて大きいことが挙げられる。我々の見解では、本 ED の提案は、公平な競争条件を確保するために必要な範囲を超える可能性がある。

我々はまた、EU 法令の適用対象ではない EU 域外の活動について、EU 法令を参照して開示を要求することが、誤解を招く可能性がある開示に繋がる可能性があることも懸念している。

したがって、我々は、第三国企業が適用を要求されている法令を参照した開示を要求しつつ、それらの法令と関連する EU 法令との主要な差異について定性的な説明を要求する方が、より実務的であり、より有用な情報につながる可能性があると考えている。

さらに、我々は、本 ED の Appendix A に含まれる EU 法令を参照するデータポイントについて、このようなリストを維持するためには、参照先の法令が改正されるたびに ESRS-40a を頻繁に改正することが必要となる可能性があることを指摘する。

トピック 5：その他のコメント

82) 上述の質問で取り上げられていない、ESRS-40a ED に関するその他のコメントや改善案があれば、記入されたい。

ESRS-40a の適用対象となる日本企業は、提案されている 2028 年 1 月 1 日とする発効日について重大な懸念を有している。なぜなら、2028 年からの開始では、本 ED で提案されている開示に向けて準備するための十分な期間が提供されない可能性があると考えているためである。

さらに、多くの日本企業がほぼ同時期に SSBJ 基準を初めて適用することが見込まれているため、SSBJ 基準及び ESRS-40a の両方についての適用開始に向けた準備を同時に行う必要がある。日本の利用者は、両方の基準について同時に準備することにより、SSBJ 基準の適用開始に向けた準備の進捗が妨げられる可能性を特に懸念している。

したがって、我々は、第三国報告制度の発効日及び ESRS-40a の強制適用を延期し、第三国企業が ESRS-40a に基づく開示に向けて準備するための十分な期間を確保することを強く要請する。このような延期が実現可能でない場合には、適用開始後の最初の数年間における企業の負担を大幅に軽減するような経過措置を導入することを要請する。